

青木博議員に対し猛省を求める決議

令和元年10月9日、本会議の一般質問において、青木議員の発言は、町職員に対する「侮辱発言」であると共に、名誉を著しく汚すものであり断じて許されない。

さらに、自己の発言により、議事進行を妨げ、議場の秩序を乱したにも関わらず、謝罪の意も示さず、反省の態度が見られないことは極めて不誠実であり、議会人としてのモラルが欠落していると思わざるを得ない。

加えて、本会議での不適切な発言は、議員としての責任と自覚に欠ける言動であり、議会の品位と信頼を著しく失墜させ、町議会への不信を招くものである。

よって、青木博議員が議員としての責務を改めて認識し、議会活動に対し真摯に取り組むとともに、その言動について猛省することを強く求める。

あわせて、会派「日本共産党」に対し、青木議員を擁護する発言で、議会運営を停滞・混乱させる事態を引き起こしたことは誠に遺憾であり、会派としての適切な対応を求めるものである。

以上、決議する。

令和元年10月25日

寒 川 町 議 会